

只木ゼミ春合宿第3問検察レジюме(反対尋問)

文責:2班

- 5
1. 弁護レジюме 1 頁 19 行目、弁護側は検察側と同様に丙-2 説を採用しないということだが、検察側と同様の理由により採用しないという理解でよいのか。
 2. 弁護側が丁説を採用しない理由は、簡潔に述べると「判断基準が曖昧であり、処罰範囲が広範になるから」ということでよいのか。
 3. 弁護レジюме 2 頁 3 行目以下、「違法有責行為類型たる構成要件の～判断の基礎とすべき」という箇所はより具体的にいうとどういうことか。

10

以上